（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はロに該当することとなった場合

二　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三　他の法人その他の団体が、親会社若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合

四　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合（外国会社にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知った場合を含む。）

五　定款を変更した場合

六　役職員に事故等があったことを知った場合

七　前号の事故等の詳細が判明した場合

八　訴訟若しくは調停（当該指定親会社の業務又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

九　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ⑴若しくは⑵又はホ⑴から⑶までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

十　内国会社にあっては、法第五十七条の二十第一項第四号に該当することとなった場合

十一　外国会社にあっては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

十二　最終指定親会社にあっては、次に掲げる場合

イ　子法人等の役職員に事故等があったことを知った場合（事故等について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならないとされている場合を除く。ロにおいて同じ。）

ロ　イの事故等の詳細が判明した場合

ハ　子法人等が訴訟若しくは調停（当該最終指定親会社の業務又は当該最終指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知った場合（訴訟又は調停について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならないとされている場合を除く。）

ニ　劣後特約付借入金を借り入れた場合若しくは劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合若しくは劣後特約付社債を発行したことを知った場合（劣後特約付借入金又は劣後特約付社債について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならないとされている場合を除く。ホにおいて同じ。）

ホ　劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合若しくは劣後特約付社債について期限前償還をした場合（期限のないものについて弁済又は償還をした場合を含む。）又は子法人等が劣後特約付借入金について期限前弁済をしたことを知った場合若しくは劣後特約付社債について期限前償還をしたことを知った場合（期限のないものについて弁済又は償還をしたことを知った場合を含む。）

（親会社でなくなったとき等の届出）

第二百八条の三十三　法第五十七条の十八第二項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第五十七条の十八第二項第一号に該当する場合　その旨及び親会社でなくなった年月日

二　法第五十七条の十八第二項第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法

三　法第五十七条の十八第二項第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　破産手続開始の申立てが行われた年月日

ロ　破産手続開始の決定を受けた年月日

四　法第五十七条の十八第二項第四号に該当する場合　解散の年月日及び理由

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第五十七条の十八第二項第二号に該当する場合　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二　法第五十七条の十八第二項第三号に該当する場合　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

（監督処分の公告）

第二百八条の三十四　法第五十七条の二十二の規定による公告は、官報により行うものとする。

第三款　雑則

第二百八条の三十五　第三十六条から第三十八条までの規定は、法第五十七条の二十六第一項において法第三十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

第二百七十五条第一項第五号中「、令第十六条の四第一項に規定する契約並びに同条第二項」を「並びに令第十六条の四第一項第一号及び第二項各号」に改め、同項第六号及び第七号中「規定する金融商品取引契約」の下に「（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）」を加える。

第三百一条第二項中「方法」を「方式」に改める。

別紙様式第八号1中「又は金融商品取引持株会社」を削り、同様式2中「又は金融商品取引持株会社の総株主の議決権」を「の総株主等の議決権」に改め、同様式注意事項2⑴を次のように改める。

⑴　届出義務発生日

主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）となった日を記載すること。

別紙様式第八号注意事項2⑵及び⑶ニ中「又は金融商品取引持株会社」を削り、同様式注意事項に次のように加える。

3　準用

⑴　法第32条の4において準用する法第32条第1項の規定により、提出者が対象議決権を保有する金融商品取引持株会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合にあっては、「第32条第1項」を「第32条の4において準用する同法第32条第1項」と、「金融商品取引業者」を「金融商品取引持株会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。

⑵　法第57条の26第1項において準用する法第32条第1項の規定により、提出者が対象議決権を保有する指定親会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合にあっては、「第32条第1項」を「第57条の26第1項において準用する同法第32条第1項」と、「金融商品取引業者」を「指定親会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。